

令和3年11月25日提出

令和3年12月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木更津市

令和3年12月市議会定例会議案参考資料目録（その1）

議案番号	件名	頁
議案第83号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	1

新旧対照表

○議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

新旧対照表

○議案第83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。<u>この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、<u>給与条例第18条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。</p> <p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、<u>「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>